

奈良県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定された施設について、次のとおり名称の変更があった旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年三月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

新 名 称	旧 名 称
道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」	道の駅宇陀路大宇陀
四郷老人憩の家	四郷老人の憩の家
宇太地区公民館	宇太公民館
菟田野農村環境改善センター「農林センター」	宇陀市菟田野農村環境改善センター
別所地区集会所	別所区集会所
平井地区集会所	平井集会所
菟田野北部地区研修指導施設	北部地区研修指導施設
大澤地区集会所	大澤集会所
菟田野南部地区研修指導施設	南部地区研修指導施設
菟田野農家高齢者創作館	農家高齢者創作館
東郷地区集会所	東郷集会所
菟田野東部地区研修指導施設	東部地区研修指導施設
あかね台コミュニティセンター	あかね台公民館
赤埴甲区集会所	赤埴甲公民館
稻荷町公民館	稻荷公民館
農村環境改善センター「農林会館」	榛原農林会館
基幹集落センター「たかぎふるさと館」	たかぎふるさと館
自明地区生活改善センター	自明生活改善センター
高井地区生活改善センター	高井生活改善センター
榛原農村婦人の家	農村婦人の家